

区分	学校感染症の種類	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、鳥インフルエンザ（H5N1）	治癒するまで
第二種	インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ、解熱したあと2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終わるまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消褪した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで（*1）
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医、その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	症状により学校医、その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	その他の感染症の例：溶連菌感染症、感染性胃腸炎、マイコプラズマ感染症、手足口病、ヘルパンギーナウイルス性肝炎、伝染性紅斑（リンゴ病）	条件により出席停止となる感染症であり、校長が学校医の意見を聞き期間を決定する

●通常出席停止の措置は必要ないと考えられる感染症例：アタマジラミ、水いぼ、伝染性膿痂疹（とびひ）

●出席停止の期間はあくまでも基準であり、医師の指示に従うこと

* 1 新型コロナウイルス感染症について

（厚生労働省新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更後の療養の考え方等についてより）

・「症状が軽快」とは従来の社会一般における療養期間の考え方と同様、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指すこと。

・「発症した後5日を経過」や「症状が軽快した後1日を経過」については、発症した日や症状が軽快した日の翌日から起算すること。